2024年6月24日

各 位

会　社　名　株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名　代表取締役社長　川　口　勝
（コード番号 7832 東証プライム市場）
問合せ先　取締役　浅　古　有　寿
（TEL：03-6634-8800）

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

１．処分の概要

(1)　処分期日	2024年7月12日
(2)　処分する株式の種類および数	当社普通株式　81,300株
(3)　処分価額	１株につき3,027円
(4)　処分価額の総額	246,095,100円
(5)　処分予定先	当社の取締役（当社子会社の代表取締役社長を兼任する者、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。） ３名　16,000株 当社子会社の取締役（非業務執行取締役を除きます。） 30名　65,300株
(6)　その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

（※）上記表に記載している「当社子会社」の定義につきましては、「２．処分の目的および理由」に記載しております。

２．処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「当社取締役」といいます。）に対する業績条件付株式報酬について、2022年４月にスタートした「バンダイナムコグループ中期計画（2022年４月～2025年３月）」（以下「本中期計画」といいます。）に対応させる形で、１事業年度につき135,000株（※）に交付時株価（下記＜本制度の内容＞（2）（※3）に定義します。以下同じです。）を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下「本制度」といいます。）を、2022年６月20日開催の第17回定時株主総会において、ご承認いただきました。また、当社の完全子会社である株式会社バンダイナムコエンターテインメント、株式会社バンダイ、株式会社バンダイナムコフィルムワークス、

株式会社バンダイナムコアミューズメント、株式会社 BANDAI SPIRITS、株式会社バンダイナムコミュージックライブ、および株式会社バンダイナムコビジネスアーク（以下「当社子会社」と総称します。）においても当社と同様の業績条件付株式報酬制度を導入しております。当社および当社子会社の本制度の内容は、下記＜本制度の内容＞に記載のとおりです。

本自己株式処分は、本制度についての 2022 年６月 20 日開催の第 17 回定時株主総会における承認を踏まえ、当社の 2024 年６月 24 日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、2024 年３月期に係る業績条件付報酬として、割当予定先である当社の取締役（当社子会社の代表取締役社長を兼任する者、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して付与された金銭報酬債権並びに当社子会社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下「当社子会社取締役」といい、当社取締役と併せて「対象取締役」と総称します。）に付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。なお、対象取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間、本自己株式処分に基づき割当てを受けた当社普通株式について、譲渡（担保権の設定その他の処分を含みます。）を行わない旨を誓約する予定です。
（※） 当社は、2023 年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っていますため、本文書における株式数の記載は、株式分割後の株式数に調整して記載しています。以下同じです。

＜本制度の内容＞

(1)本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、本中期計画における各事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）ごとに、連結営業利益の目標達成度に応じて、当社普通株式（※）および金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付又は支給する制度です。連結営業利益が 750 億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付又は支給され、連結営業利益の実績に応じて支給率が逓増しますが、本中期計画の最終年度目標値である 1,250 億円に達した場合に支給率が支給上限の 100%となるものとします（支給率の計算において小数点第二位以下の端数が生じた場合は切り上げとなります。）。

（※）本制度における当社普通株式の交付の方法
当社又は当社子会社は、対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。
ただし、対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

(2)対象取締役に対して交付又は支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

対象取締役について、あらかじめ定められた基準株式ユニット数を算定の基礎とし、以下の算式に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の額に応じて交付又は支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

① 対象取締役各人に交付する当社普通株式の数
支給株式ユニット数×50%（ただし、100 未満の端数が生じた場合は切り上げ）

(注１) 支給株式ユニット数＝あらかじめ定められた基準株式ユニット数（※１）×評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合（支給率）（※２）（ただし、100 未満の端数が生じた場合は切り捨て）

(注２) 実際に対象取締役に支給されるのは、(1)（※）のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価（※３）を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

②対象取締役各人に支給する金銭の額
(支給株式ユニット数－上記①で算定される数) ×交付時株価

（※１）対象取締役各人の役割・職責に基づきあらかじめ定めるものとします。

（※２）連結営業利益が 750 億円に達しない場合は支給しないこととし、連結営業利益が 1,250 億円以上の場合に 100%支給されるものとします。具体的な支給率の決定方法は以下のとおりです。

連結営業利益	支給率
750 億円未満	0%
750 億円以上 1,250 億円未満	［100×1/3＋｛(連結営業利益の額（億円）－750 億円）÷1 億円÷5｝×2/3］% （ただし、小数点第二位以下の端数が生じた場合は切上げ）
1,250 億円以上	100%

ただし、株式会社バンダイナムコビジネスアークを除く当社子会社の取締役（当該当社子会社のいずれかの取締役を兼任する当社取締役を含みます。）については、当該当社子会社においてそれぞれ担当する以下の事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、業績条件付株式報酬は支給されないこととなります。

会社名	㈱バンダイナムコエンターテインメント	㈱バンダイ	㈱バンダイナムコフィルムワークス	㈱バンダイナムコアミューズメント	㈱BANDAI SPIRITS	㈱バンダイナムコミュージックライブ
担当する事業	デジタル事業	トイホビー事業	ＩＰプロデュース事業	アミューズメント事業	トイホビー事業	ＩＰプロデュース事業

（※３）交付時株価とは、後記（3）に定める各評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から２ヵ月以内に本制度に係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

当社取締役に対して支給する評価対象事業年度の１事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、135,000 株に交付時株価を乗じた額を上限とし、当社子会社取締役に対して支給する評価対象事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、372,000 株に交付時株価を乗じた額を上限とします。このうち、当社取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は 67,500 株（発行済株式総数の 0.01%）以内とし、当社子会社取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は 186,000 株（発行済株式総数の 0.03%）以内とします。ただし、2022 年 6 月 20 日開催の第 17 回定時株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当て

を含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により上記の株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てることとします。（※４）

調整後の株式数 ＝ 調整前の株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

（※４）上記のとおり、本文書における株式数の記載は、2023 年 4 月 1 日付で行われた株式分割後の株式数に調整して記載しています

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付又は支給の要件

本制度においては、評価対象事業年度が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付又は支給するものとします。

交付又は支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から２ヵ月以内に開催される本制度にかかる当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

①評価対象事業年度末まで取締役等として在任したこと
②一定の非違行為がなかったこと
③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

３．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため 2024 年 6 月 21 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における、当社の普通株式の終値である 3,027 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の 1 ヵ月（2024 年 5 月 22 日から 2024 年 6 月 21 日まで）終値単純平均値である 2,996 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率 1.03%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3 ヵ月（2024 年 3 月 22 日から 2024 年 6 月 21 日まで）終値単純平均値である 2,956 円からの乖離率 2.40%、および 6 ヵ月（2023 年 12 月 22 日から 2024 年 6 月 21 日まで）終値単純平均値である 2,962 円からの乖離率 2.19%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上